

ようによる技術的措置がとられていること。

□ 当該財産的価値に表示される権利を有する者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又はイニに規定する事業に係る財産の分配を受けることがないこと。

前項の規定により同項第一号イ(3)から(5)までに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。

(適格機関投資家の範囲)

第十一条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 金融商品取引業(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。)又は投資運用業を行う者に限る。)

二 投資法人

三 第二十五回に規定する外国投資法人

四 銀行

五 保険会社

六 保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等

七 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

八 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

九 信用協同組合のうち金融庁長官に届出を行つた者及び信用協同組合連合会並びに業として預金若しくは貯金の受け入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会

十 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十二条第一項第一号、第二号及びハ、第三号、第七号並びに第八号に掲げる業務を行う場合に限る。)

十一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援の效力を有するものとされる公的年金制度の

機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)第六条第一項第一号並びに第二号イ及びハに掲げる業務を行う場合に限る。)

十一 財政融資資金の管理及び運用をし、並びに財政融資計画の執行(財政融資資金の管理及び運用に該当するものを除く。)をする

十二 年金積立金管理運用独立行政法人

十三 株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫

十四 株式会社日本政策投資銀行

十五 業として預金又は貯金の受け入れをすることができる農業協同組合及び漁業協同組合連合会

十六 令第一条の九第五号に掲げる者(法第三十三条の二の規定により登録を受けたものに限る。)

十七 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社のうち、当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、この号の届出の時における資本金の額が五億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行つた者

十八 投資事業有限責任組合契約に関する法律

十九 存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。第二十三号及び第三項第二号ホにおいて同じ。)であつて、同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五号)第三項第二号ホにおいて「旧厚生年金保険法」という。)第一百七十六条の規定による届出がされているもののうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三項第二号二において「平成二十六年経過措置政令」という。)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の

健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)第一条の規定による廃止前厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三項第二号ニにおいて「廃止前厚生年金基金令」という。)第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。)における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払準備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行つた者、企業年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第一百七十三条第三項第一号の規定により提出されたものに限る。)における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払準備金の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行つた者並びに企業年金連合会

二十 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者(同号に掲げる業務を行う場合に限る。)及び同法第七十二条第一項第一号に掲げる業務を行つものとして同項の承認を受けた者(同号に掲げる業務を行う場合に限る。)

二十一 信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社(同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。)第十六条第一項第一号の二イ(3)、第四号の二ハ及び第七号において同じ。)のうち金融庁長官に届出を行つた者

二十二 信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社(同条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。)第十六条第一項第一号の二イ(3)、第四号の二ハ及び第七号において同じ。)のうち金融庁長官に届出を行つた者

二十三の二 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行つた特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)以下「資産流動化法」という。)第一条第三項に規定する特定目的会社をいう。第二十三条第六号において同じ。)

イ 資産流動化法第四条第一項の規定による届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画(当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条第一項の規定による届出が行われた場合に

は、当該変更後の資産流動化計画。第三項

に有価証券が含まれ、かつ、当該有

口 資産流動化法第二百条第一項の規定によ

り、特定資産(その取得勧誘(法第二条第

契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。口及び第二十四号において同じ。)として取引を行う場合に限る。)

イ 当該届出を行おうとする日の直近の日(以下この条において「直近日」という。)における当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ 口及び第二十四号において「直近日」に該当する場合を除く。)

イ 当該法人が業務執行組合員等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すること(イに該当する場合を除く。)

(1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ 口及び第二十四号において「直近日」に該当する場合を除く。)

イ 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他の全ての組合員、当該匿名組合契約に係る出資の組合員等として当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ 口及び第二十四号において「直近日」に該当する場合を除く。)

イ 当該法人が当該届出を行つた者並びに企業年金連合会

二十一 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者(同号に掲げる業務を行う場合に限る。)及び同法第七十二条第一項第一号に掲げる業務を行つものとして同項の承認を受けた者(同号に掲げる業務を行う場合に限る。)

二十二 信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社(同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。)第十六条第一項第一号の二イ(3)、第四号の二ハ及び第七号において同じ。)のうち金融庁長官に届出を行つた者

二十三の二 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行つた特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)以下「資産流動化法」という。)第一条第三項に規定する特定目的会社をいう。第二十三条第六号において同じ。)

イ 資産流動化法第四条第一項の規定による届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画(当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条第一項の規定による届出が行われた場合に

は、当該変更後の資産流動化計画。第三項

に有価証券が含まれ、かつ、当該有

口 資産流動化法第二百条第一項の規定によ

り、特定資産(その取得勧誘(法第二条第

三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の三第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。)が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものである有価証券に限る。ハにおいて同じ。)の管理及び处分に係る業務を行わせるため信託会社等(資産流動化法第三十三条第一項に規定する信託会社等のうち、適格機関投資家に該当する者をいう。第三項第三号チにおいて同じ。)と当該特定資産に係る信託契約を締結しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

ハ 資産流動化法第二百条第二項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者(投資運用業者)に限る。以下この号及び第三項第三号リにおいて同じ。)又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しておあり、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

十四 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行つた個人(口)に該当するものとして届出を行つた個人にあつては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。)

イ 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 直近日における当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

(2) 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

ロ 当該個人が業務執行組合員等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すること(イに該当する場合を除く。)。

(1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

(2) 当該個人が當該届出を行うことについて、當該組合契約に係る組合の他の全ての組合員、當該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他の全ての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは當該有限責任事業組合契約に係る組合の他の全ての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る全ての組合員その他の者の同意を得てること。

二十五 外國の法令に準拠して外國において次に掲げる業を行ふ者（個人を除く。）で、この号の届出の時における資本金若しくは出資の額又は基金の總額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行つた者

- イ 第一種金融商品取引業（有価証券関連業）に該当するものに限り、法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行ふものを除く。） 五千万円
- ロ 投資運用業 五千万円
- ハ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業 二十億円
- ニ 保険業法第二条第一項に規定する保険業 十億円
- ホ 信託業法第二条第一項に規定する信託業（同条第三項に規定する管理型信託業以外のものに限る。） 一億円

二十六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行つた者

二十七 外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金又は企業年金基金に類するもののうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官に届出を行つた者

イ 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されていであること。

ロ 最近事業年度に係る財務計算に関する書類であつて貸借対照表に相当するものにおける資産の総額から負債の総額を控除して得た額（第三項第四号ニ及び第十一項において「純資産額」という。）が百億円以上であること。

2 その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除外される適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の三第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買付けた場合(当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関する法第四条第七項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十七号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合を除く)には、第七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十七号までに掲げる者について第六項に規定する期間を経過している場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十七号までに掲げる者に、ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十七号までに掲げる者について第六項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧説を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第三項の規定を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者(以下この条において「届出者」という。)は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

4 第一項第九号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項

イ 商号又は名称
ロ 代表者の役職名及び氏名
ハ 本店又は主たる事務所の所在地
ニ 第十二項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所(第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者に限る。)

行使により発行される優先出資一口の発行
内 容
三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この号及び第十三条の三第二項第一号において同じ。）、外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の人による規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券

四 新株予約権付社債券（会社法第二百四十九条第二号に掲げる新株予約権付社債券をいう。第十三条の三第二項第一号において同イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号イ及びロに掲げる事項

新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を使用することができる事項（以下この項において「株式に係る新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式」という。）の内容

五 社債券（第一号、第二号及び前号に掲げる有価証券を除く。）のうち、当該社債券の發行会社以外の会社が発行した有価証券（以下の号において「対象証券」という。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象証券による償還を受ける権利を有しているものに限る。）次に掲げる事項

ハ 当該対象証券の発行者

ハ 当該対象証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項

六 社債券で、第一号、第二号及び前二号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの 次に掲げる事項

イ 第一号イ及びロに掲げる事項
ロ 当該社債券に表示される権利の内容
七 優先出資証券（法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう。）優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剩余额の配当、残余財産の分配、剩余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

八 優先出資証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）優先出資証券に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該有価証券の消却の方法の内容

九 株券 株式に係る剩余金の配当等の内容
十 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剩余金の配当等の内容

十一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）及び外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券を次に掲げる事項

ロ 信託の元本の償還期限

十二 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。次号において同じ。）又は当該外国投資証券に表示される権利（同号において「外国投資口」という。）に係る利益の分配の内容

十三 特定目的信託の受益証券 次に掲げる

イ 資産流動化法第二百二十三条に規定する特定目的信託契約の期間
四 十三 特定目的信託の受益証券の内容等の組合せによる投資会社の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

五 十四 特定信託財産（特定有価証券の内容等の組合せによる投資会社の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

六 十五 特定信託財産（特定有価証券の内容等の組合せによる投資会社の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

七 十六 特定信託財産（特定有価証券の内容等の組合せによる投資会社の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

八 十七 特定信託財産（特定有価証券の内容等の組合せによる投資会社の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

九 十八 特定信託財産（特定有価証券の内容等の組合せによる投資会社の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

十 十九 特定信託財産（特定有価証券の内容等の組合せによる投資会社の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資を用いて行う優先出資の消却及び同法第五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法

イ 第一号イ及びロに掲げる事項
ロ 当該社債券に表示される権利の内容
六 二十 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

七 二十一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

八 二十二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

九 二十三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

十 二十四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

十一 二十五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

十二 二十六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（次号及び第二十号に掲げる有価証券を除く。）次に掲げる事項

イ 当該有価証券の償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ 金額を表示する通貨

十三 二十七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）次に掲げる事項

イ 信託財産

四 十四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち、当該有価証券の発行者以外

イ 信託財産

五 十五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち、当該有価証券の発行者以外

3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の同意を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。	4 前項各号に掲げる方法のうち書面交付者に該当する場合
5 第一項第二号イに規定する公開買付けをする株券等(法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。)を公開買付ける場合	6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならぬ。

7 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。	8 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所持する者(以下この条及び第十三条の五(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようする技術的措置とする。
9 第一項第二号イに規定する公開買付けをする株券等(法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。)を公開買付ける場合	10 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所持する者(以下この条及び第十三条の五(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようする技術的措置とする。

11 第一項第二号イに規定する公開買付けをする株券等(法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。)を公開買付ける場合	12 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所持する者(以下この条及び第十三条の五(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようする技術的措置とする。
13 第一項第二号イに規定する公開買付けをする株券等(法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。)を公開買付ける場合	14 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所持する者(以下この条及び第十三条の五(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようする技術的措置とする。

15 第一項第二号イに規定する公開買付けをする株券等(法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。)を公開買付ける場合	16 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所持する者(以下この条及び第十三条の五(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようする技術的措置とする。
17 第一項第二号イに規定する公開買付けをする株券等(法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号イにおいて同じ。)を公開買付ける場合	18 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所持する者(以下この条及び第十三条の五(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようする技術的措置とする。

当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該するとしていることとする。

当該有価証券(当該有価証券の発行される以前三月以内に発行された令第一条の六に定める同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号で定める場合に該当するところにおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。)を除く。)を含む。次項第一号イ(2)及びロ(1)(i-i)において同じ。)の枚数又は単位(次号イにおいて単に「単位」という。)の総数が五十満であること。

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次定める要件に該当すること。

当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合、単位に満たない当該権利を表示する財産的価値を移転することができないようによる技術的措置がとられていること。

イに掲げる場合以外の場合、当該有価証券の性質によりその分割ができない場合を除き、当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限(以下ロにおいて「分割制限」という。)が付され、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 分割制限が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(2) 当該有価証券に関する情報を記載した書面

(3) において、当該有価証券に分割制限が付されている旨の記載がされていること。

(3) 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に分割制限が付されていることを知り得るようにする措置がとられていること。

令第一條の七第二号ハ（3）に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全にて該当することとする。

第一次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 当該権利を取得し、又は買い付けた者がその取得又は買付けに係る権利を表示する財産的価値を一括して移転する場合以外に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

(2) 当該有価証券の枚数又は単位（以下「単位」といふ。）の総数が五十未満である場合において、単位に満たない当該権利を表示する財産的価値を移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 次のいずれかの制限（以下ロにおいて「転売制限」という。）が付されている旨が当該有価証券に記載され、当該有価証券の取得者に当該有価証券が交付されること。

(i) 当該有価証券を取得し、又は買い付けた者が五十未満である場合において、当該有価証券の性質によりその分割ができない旨又は当該有価証券に表示される外に譲渡することが禁止される旨の制限

(2) 該有価証券に関する情報を記載した書面

二
(3) において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。
(3) 社債等振替法の規定により加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

二
次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件に該当すること。

ロ 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

4

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくはロ若しくは第三号イ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の付された約が付されているもの（以下二において「転換債券」という。）当該償還により取得する有価証券（以下三において「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する。と。

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる要件を除く。）

(3) ロに掲げる要件を除く。)

(4) (3) ロに定める要件
ハに掲げる有価証券 ハに定める要件
第一項第二号ロ、第二項第二号ロ (2) 及び前項第一号ロ (2) に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号ロ、第二項第二号ロ (2) 及び前項第一号ロ (2) に規定する書面を交付するもの交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この

ものに限る。)により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの(以下二において「転換債券」という。)当該償還により取得する有価証券。(以下二において「償還有価証券」という。)が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 令第一条の四第一号又は第一条の七の四第一号に掲げる有価証券(令第一条の四第一号に定める場合(当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合(以下(1)及び(2)において「既發行償還有価証券である場合」という。)には、同号イに掲げる要件を除く。)又は令第一条の七の四第一号に定める場合(既發行償還有価証券である場合には、同号イに掲げる要件を除く。)

(2) 令第一条の四第二号又は第一条の七の四第二号に掲げる有価証券(令第一条の四第二号に定める場合(既發行償還有価証券である場合には、同号ロに掲げる要件を除く。)

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件に該当する場合

(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件に該当する場合

3 第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、第一項第二号ロ又は前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

第一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該

転売制限情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならぬ。

一 第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者に該当する場合

(1) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件に該当する場合

(2) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件に該当する場合

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件に該当する場合

(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件に該当する場合

7 第一項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に関する措置等)

第一十三條の五 令第一条の八の二第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める措置は、次項第二号イからニまでに掲げる場合を除き、当該財産的価値を特定投資家等以外

の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2 令第一条の八の二第一号ロ(2)及び第二号(2)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあっては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)とする。

一 当該買付けを行おうとする者が当該売付け

勧誘等に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができる。

イ 公開買付けに応じて株券等を公開買付者に対して譲渡する場合

ロ 令第二条の十二の四第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからホまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ 当該有価証券の発行者又はその特定役員若しくは当該特定役員の被支配法人等に対して譲渡する場合

二 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権(社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十一条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出资に係る議決権を含む。)に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する会社に対して譲渡する場合

三 第二項の規定により前項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する有価証券の譲渡に関する措置は、前項第二号ハに掲げる場合について準用する。

(特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等)

第一十三條の六 令第一条の八の二第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するもの)を除く。

二 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 受託有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号

ロ 受託有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号

イに定める場合に該当する場合

ハ 受託有価証券が令第一条の八の二第一号

及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証

するものを除く。)、同項第十五号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む)、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む)、学校債券、抵当証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む)、受益証券発行信託の受益証券(同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む)、並びに電子記録移転権利(次号に掲げるものを除く。)次に掲げる要件の全て

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券が、

法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

次に定める要件に該当すること。

イ 当該有価証券に係る権利が、電子情報

処理組織を用いて移転することができる

財産的価値に表示される場合

ロ 次に掲げる場合を除く。

二 有価証券の売付け勧誘等を行う者と当該

の者に移転することができないようす

る技術的措置がとられていること。

(2) 有価証券の性質によりその分割ができる旨又は当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限

(3) 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

(2) 当該有価証券に転売制限が付された有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

第一次に掲げる有価証券の場合は、前号に掲げる要件のほか、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

(1) 有価証券信託受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち有価証券信託受益証券の性質を有するもの受託有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券である場合の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件に該当すること。

口 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 原有価証券が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに定める要件

(2) 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該有価証券に表示される権利に係る証券又は証書が令第一条の七第二号イからハまで又は第一条の八の四第三号イからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、令第一条の七第二号イからハまで又

(2) 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

二 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で社債券の性質を有するもので、令第一条の七第二号イ若しくはロ若しくは第一条の八の四第三号イ若しくはロ又はロ若しくはハに掲げる有価証券（当該社債券の発行者以外の者が発行したものに限る。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（以下二において「転換債券」という。）当該償還により取得する有価証券（以下二において「償還有価証券」という。）が次に掲げる有価証券である場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する。と。

(1) 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに掲げる有価証券 令第一条の七第二号イ又は第一条の八の四第三号イに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号イ（1）又は第一条の八の四第三号イ（1）に掲げる要件を除く。）

(2) 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券 令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロ（2）又は第一条の八の四第三号ロ（2）に掲げる要件を除く。）

(3) ロに掲げる有価証券 ロに定める要件

(4) ハに掲げる有価証券 ハに定める要件

(2) 及び前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を見出し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を見出し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 電磁的方法を記録する方法

一 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

二 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

六 第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

七 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話の其他の方法により同意を得なければならぬ。

一 第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

八 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならぬ。

他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

9 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出した数は、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数とする。

10 令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。

一 発行者の名称及び本店所在地

二 当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

三 当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前二号に規定する事項を除く。）

（権利の発行）

第十四条 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券の性質を有するもの並びに同項第二十号に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者及び受託者

二 受益証券発行信託の受益証券（次号に掲げるものを除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 委託又は委託から指図の権限の委託を受けた者（信託業法施行令（平成十六年政令第四百一十七号）第二条各号に掲げる

号イににおいて同じ)のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる場合 当該有価証券に係る信託の委託者

ロ イに掲げる場合以外の場合 (当該有価証券に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであつて、金銭を信託財産とする場合に限る) 当該有価証券に係る信託の受託者

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該有価証券に係る信託の委託者及び受託者

三 受益証券発行信託の受益証券 (有価証券信託受益証券に該当するものに限る) 当該有価証券に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者

四 抵当証券及び法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するもの 抵当証券法第十一条に規定する手続又はこれに準ずる手続により当該有価証券の交付を受けた者

五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者

法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利 (次号に掲げるものの除く) 及び同項第二号に掲げる権利 次に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により信託財産の管理又は处分が行われる場合 当該権利に係る信託の委託者

ロ イに掲げる場合以外の場合 (当該権利に係る信託の効力が生ずるときににおける受益者が委託者であるものであつて、金銭を信託財産とする場合に限る) 当該権利に係る信託の受託者

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該権利に係る信託の委託者及び受託者 (有価証券信託受益証券に該当するものに限る) 当該権利に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者

イ 当該権利が法第三条第三号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

（1）当該権利が特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。次号イ（1）において同じ。）に該当する場合 権利を有する者が社員となる合名会社、合資会社又は合同会社

（2）（1）に掲げる場合以外の場合 業務を執行する社員

ロ イに掲げる場合以外の場合 業務を執行する社員

三 法第二条第二項第四号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 当該権利が法第三条第三号に掲げる有価証券に該当しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

（1）当該権利が特定有価証券に該当する場合 業務を執行する者

（2）（1）に掲げる場合以外の場合 当該権利を有する者が社員となる外国法人

ロ イに掲げる場合以外の場合 業務を執行する者

四 法第二条第二項第五号に掲げる権利 次に掲げる権利の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 組合契約に基づく権利 当該組合契約によつて成立する組合の業務の執行を委任される組合員

ロ 匿名組合契約に基づく権利 当該匿名組合契約における営業者

ハ 投資事業有限責任組合契約に基づく権利 当該投資事業有限責任組合契約によつて成立する組合の無限責任組合員

二 有限責任事業組合契約に基づく権利 该有限責任事業組合契約によつて成立する組合の重要な業務の執行の決定に関与しかつ、当該業務を自ら執行する組合員

ホ 法第二条第二項第五号に掲げる権利以外の権利、イからニまでに掲げる権利以外の権利 出資対象事業に係る重要な業務の執行

五 法第二条第二項第六号に掲げる権利 前号
イからホまでに掲げる権利に類する権利の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める者に類する者

六 令第一条の三の四に規定する学校法人等に対する貸付けに係る債権 当該学校法人等法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる権利 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 当該権利に係る信託の効力が生ずるときにおける受益者が委託者である場合（信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者との間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われる信託（金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約のある金銭信託を除く。）に係るもの）を除く。）当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡する時

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該権利に係る信託の効力が生ずる時

二 法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利 当該権利に係る社員にならうとする者が社員となる時及び当該権利に係る社員の加入の効力が生ずる時

三 法第二条第二項第五号及び第六号に掲げる権利 次に掲げる権利の区分に応じ、それぞれ次に定める時

イ 前項第四号イからホまでに掲げる権利又は同項第五号に掲げる権利のうち同項第四号イからホまでに掲げる権利に類する権利 当該権利に係る契約の効力が生ずる時

ロ 前項第五号に掲げる権利のうち法人に対する出資又は拠出に係る権利 前号に定める時

四 令第一条の三の四に規定する学校法人等に対する貸付けに係る債権 当該債権の発生の時

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十四条の二 法第二条第六項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 新株予約権付社債券

二 外国者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

三 新投資口予約権証券

四 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

法第二条第六項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二 新投資口予約権

三 外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

（専門的知識及び経験を有すると認められる者等）

第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行なう者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関

二 第十条第一項各号（第二十五回を除く。）に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

三 外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者

四 前三号に掲げる者のほか、金融庁長官が指定する者

2 令第一条の八の六第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

（金融商品取引業から除外されるもの）

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等（法第六十五条の五第二項及び第四項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。以下この号において同じ。）による代理又は媒介により当該販売に係る契約を締結するもの（当該代理又は媒介に係る業務の委託契約書その他の書類（電磁的記録）

的記録を含む。)において、当該販売を行う者が当該金融商品取引業者等に勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)

の二 法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為（外国市場デリバティブ取引（法第二十八条第八項第五号に掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において外国市場デリバティブ取引等（外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を業として行う者が行うものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 外国から行うものであつて、次に掲げる者を相手方とするもの

政府又以不錄行

(2) 金融商品取引業者及び金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九条各号に掲げる金融機関をいう。）(3)

並びに第四号の二一口及びハにおいて同じ。)のうち、外国市場デリバティブ取

(3) 引等を業として行う者
金融機関、信託会社又は外国信託会社

(一)これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算

において外国市場デリバティブ取引を行う場合に限る。)

(4) 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行なう者（当該者が投資運用業に係る行

國外市場デリバティブ取引等についての
為を行ふ場合に限る。)

翻訳をすることなく、外国から行なう次は指
げる行為（イに該当するものを除く。）

(1) 国内にある者（第一項のノ）の次第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。（うしろ、こまへ、こまご。）の注文

者は附する(之に就いて同じ)の添文を受けて、当該者を相手方として行う法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる

2) 行為 外国市場デリバテイブ取引等を業とし

て行う金融商品取引業者（第二種金融商

品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。)による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う法第二条第八項第二号に掲げ

二 法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為（媒介、取次ぎ又は代理に限る。以下この号において同じ。）のうち、金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。）が関係外国運用業者の委託（当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る運用（その指図を含む。以下同じ。）として行う有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）又はデリバティブ取引に係るものに限る。）を受けて行うもの（同項第二号又は第四号に掲げる行為にあっては、関係外国運用業者の委託を受けて行う同項第二号又は第四号に掲げる行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。）

二の二 法第二条第八項第三号に掲げる行為（同項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。以下この号において同じ。）のうち、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第二条第二号に規定する外国商品先物取引業者（金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において法第二条第八項第三号に掲げる行為を業として行う者に限る。）が、同項第三号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から 同令第二条第二号に規定する国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う同項第三号に規定する者を相手方として行う同項第三号に規定する取次ぎ

三 法第二条第八項第四号に掲げる行為（次に掲げるものの限り。）のうち、物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの（事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために当該取引を行う場合における個人をいう。）を相手方として行うものであり、かつ、当該取引により生ずる当該事業者が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。）

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買で

四 口 口 当事者の一方の意思表示により当事者間において通貨の売買（イに掲げる取引を除く。）を成立させることができるとする権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

四 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（法第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含み、令第四条の二の七第一項に定めるものに限る。）が、子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）を相手方として前号イ若しくはロに掲げる取引を行い、又は子会社のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う行為（当該子会社が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限り、同号に掲げる行為に該当するものを除く。）

四の二 法第二条第八項第四号に掲げる行為（暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（法第八百八十五条の二十四第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引をいう。）において同じ。）に係るものに限る。（以下この号において「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等」という。）のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者が外国から行うものであつて、次に掲げる者を相手方とするもの（令第一条の八の六第一項第二号に規定する特定店頭デリバティブ取引並びにその媒介、業として行う者

ハ 金融機関、信託会社又は外国信託会社
(これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合に限る。)

二 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行ふ者(当該者が投資運用業に係る行為を行ふ場合に限る。)

法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行ふ法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。以下この号において同じ。)が、同条第二項第五号に掲げる権利(匿名組合契約(当該匿名組合契約の営業者が当該金融商品取引業者によりその発行済株式の全部を所有されている株式会社であるものに限る。)に基づく権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が機械類その他の物品又は物件を使用させる業務であるものに限る。)の募集又は私募に際し、同条第六項第一号に掲げるものを行う行為

六 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う法人に限る。)が、同条第二項第五号に掲げる権利(匿名組合契約に基づく権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が不動産に係る同項第一号に掲げる権利に対する投資を行う事業であるものに限る。)の私募に際し、同条第六項第一号に掲げるもの(当該匿名組合契約に基づく権利を他の一の匿名組合契約の當業者に取得させることを目的とするものに限る。)を行う行為

七 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、信託会社又は外国信託会社が、法第二条第二項第一号に掲げる権利(当該権利に係る信託の受託者が当該信託会社又は外国信託会社であるものに限る。)の募集又は私募に際し、同条第六項第一号に掲げるものを行う行為

(1) 次に掲げる契約に基づき対象従業員(株券の発行者である会社又はその被支配会社等(第六条第三項に規定する被支

配会社等をいう。以下この号において同じ。)若しくは関係会社(第七条第二項に規定する関係会社をいう。以下この号において同じ。)の従業員をいう。以下この号において同じ。)が行う買付け

(i) 令第一条の三の三第五号に規定する要件を満たすものに限る。)

(2) (i) 第七条第一項第一号に規定する契約株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)に基づく買付け

(i) 対象従業員が委託者であること。

(ii) 対象従業員が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けの指図を行うこと。

(iii) 信託財産が他の対象従業員を委託者とする信託契約に係る信託財産と合同して運用されるものであること。

(iv) 信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこと。

ロ 当該行為がイ(1)-(i)若しくは(i)に掲げる契約又はイ(2)に規定する信託契約を実施するためのものであること。

ハ 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、当該行為に係る業務によって生じる損失の補填その他の当該行為をする者への給付を行う場合において、当該給付が、その目的、給付の水準その他のこと況に照らし、イの対象従業員の福利厚生のためのものであると認められるものであること。

二 本イの対象従業員又はイ(2)の信託財産が当該行為に係る業務によって生じる債務の弁済の責任を負わないものであること。

八へ当該行為により取得した株券に係る議決権が、イの対象従業員の指図に基づき行使されるものであること。

八 法第二条第八項第十二号に掲げる行為(投資一任契約に係るものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 関係外国金融商品取引業者から売買の別及び銘柄(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)について同意を得た上で、数及び価格(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)について

では金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき当該金融商品取引業者が行う有価証券の売買又はデリバティブ取引

ロ 取引一任契約(関係外国金融商品取引業者の計算による取引に関し、売買の別、銘柄、数及び価格(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)について金融商品取引業者が定めることができるることを内容とする契約をいう。ロにおいて同じ。)に基づき当該金融商品取引業者が行う有価証券の売買又はデリバティブ取引であつて、当該金融商品取引業者が当該取引一任契約の成立前に次に掲げる事項を所管金融庁長官等に届け出ているもの

ハ (1) 商号、名称又は氏名

(2) 登録年月日及び登録番号

(3) (2) 当該取引一任契約の相手方となる関係外金融商品取引業者の商号又は名称及び所在地

九 法第二条第八項第十二号に掲げる行為(投資一任契約に係るものに限る。)のうち、商品投資顧問業者等(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第三十三条第一項に規定する商品投資顧問業者等をいう。)が商品投資(同法第二条第一項に規定する商品投資をいう。)に付随して、通貨デリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行う行為(当該商品投資に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。)

九の二 法第二条第八項第十四号に掲げる行為のうち、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業(同号に掲げる行為を行なう業務に

限る。)を行う者が、外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うもの

十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行なう者(以下この号において「対象行為者」という。)が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号いか

ら今までに掲げる権利(以下この号において「対象権利」という。)を有する者(以下この号において「対象権利者」という。)のため

にに基づき、当該行為に係る同項第十五号に掲げる要件の全てに該当するものであつて、次に掲げる権利(以下この号において「対象権利」という。)を有する者(以下この号において「対象権利者」という。)のため

第一項第一号若しくは第六号に掲げる行為又は次に掲げる行為に該当するものを除き、自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける

取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十一 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十二 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十三 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十四 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十五 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十六 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十七 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十八 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

十九 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

二十 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

二十一 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

二十二 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

二十三 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

二十四 条第一項第十五号に規定する運用財産をいき、その運用を行なう他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)(2)において同じ。)との間ににおける取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うこと。

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を
(施行期日)

改正する法律（平成二十二年法律第五十八号、以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。
（海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券に関する経過措置）

品取引法第二十三条の十四第一項に規定する海外発行証券の少人数向け勧誘（第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第十四条の十六第二項、第三条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十四条の十六第二項）

する内閣府令第十一條の十五第二項又は第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十一條第二項に規定する要件を満たすものに限る。)に係る有価証券(次項において「少人数向け勧誘対象海外発行証券」とい、整備政令第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)次項において「新金融商品取引法施行令」という。)第二条の十二の三各号に定める要件に該当する当該各号に掲げる有価証券以外のものに限る。)についての第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条の七第三項の規定の適用については、平成二十八年三月三十一日までの間、「次の各号に掲げるいずれかの要件に該当すること」とあるのは、「当該有価証券の取得者に金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十八号)第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第十一條の十五第二項第一号イ又は第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第二十一条第二項第二号イに規定する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより当該有価証券の内容等を説明した文書が交付され、又は当該文書に記載すべき情報が提供される」ととすることができる。

		罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 (平成二二年三月三一日内閣府令 第十二号)抄	(施行期日)
第一 条	この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二二年九月二一日内閣府令 第四二号)
この府令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成二二年一二月二七日内閣府	

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後において改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十四条の三第一項の規定による申出をしようとする地方公共団体は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定の例により、書面による同意を得ることができる。

3 前二項の規定による申出及び書面による同意は、施行日において新金融商品取引法第三十四条の三第一項及び第二項の規定によりされたものとみなす。

4 前三项の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、第二条の二、農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）、第十二条の二の四及び第十二条の十の三、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）、第十二条の三第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、第十二条の九（同法第九十二条第一項、第十九条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の七（同法第

九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一条）第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七条）第十七条の二、労働金庫法（昭和八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、鉄道行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条

第五条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年四月六日内閣府令第十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定(「第二十六号」を「第二十七号」に改める部分及び同項に一号を加える部分を除く)、同条第四項第四号、第五项及び第八項の改正規定並びに同条第十項の改正規定(「基金の総額」の下に「及び同項第二十七号に掲げる者に係る最近事業年度に係る純資産額」を、「第二十五号まで」の下に「及び第二十七号」を加える部分を除く。)は、平成二十三年五月一日から施行する。

(金融商品取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等

出を行つた者であつて、同条第八項の規定により適格機関投資家に該当する期間（当該期間の終了する日が前条ただし書に定める日以後である場合における当該期間に限る。）が金融庁長官により官報に公告されたものについては、前条ただし書に定める日から当該期間の終了する日までの間は、適格機関投資家とみなす。

附 則（平成二四年二月一五日内閣府令）抄
（施行期日）
第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
第五号 この府令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

附 則（平成二四年三月一六日内閣府令第一号）	（施行期日）	この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二四年一二月一四日内閣府令第七八号）	（施行期日）	この府令は、平成二十五年一月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二五年三月一五日内閣府令第七号）	（施行期日）	この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二五年三月一九日内閣府令第一四号）	（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二六年二月一四日内閣府令第七号）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二六年二月一六日内閣府令第一一号）	（施行期日）	この府令は、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二六年二月一四日内閣府令第七号）	（施行期日）	この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二七年五月一五日内閣府令第三八号）	（施行期日）	この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月十九日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二七年五月一五日内閣府令第五四号）	（施行期日）	この府令は、公報の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二八年二月三日内閣府令第五五号）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次条並びに附則第五条及び第六条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二九年一二月二七日内閣府令第五条）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二六年三月一四日内閣府令第一八号）	（施行期日）	この府令は、貸金業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二六年三月三一日内閣府令第三一号）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二六年三月一四日内閣府令第一号）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二七年五月一五日内閣府令第一二号）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年五月十九日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二七年五月一五日内閣府令第五五号）	（施行期日）	この府令は、公報の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二八年二月三日内閣府令第五五号）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二八年三月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二九年一二月二七日内閣府令第五条）	（施行期日）	この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号）	（施行期日）	この府令は、公報の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（令和二年九月一八日内閣府令第一号）	（施行期日）	この府令は、令和二年九月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（令和二年九月一八日内閣府令第六号）	（施行期日）	この府令は、公報の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（令和二年九月一八日内閣府令第六一号）	（施行期日）	この府令は、令和三年一月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（令和三年一月三日内閣府令第五号）	（施行期日）	この府令は、公報の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（令和三年一月三日内閣府令第四四号）	（施行期日）	この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）
附 則（令和三年六月三〇日内閣府令第四四号）	（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

附 則（令和三年七月九日内閣府令第四）

八号

附 則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）抄

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 1 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一月一〇日内閣府令第六九号）

抄

（施行期日）

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年一月二八日内閣府令第六号）抄

（施行期日）

この府令は、公布の日の翌日から施行する。

第一条 この府令は、公布の日の翌日から施行する。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条第二項第一号の規定は、施行日以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法（次条において「法」という。）第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年六月三〇日内閣府令第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和四年九月一二日内閣府令第五三号）抄

（施行期日）

1 この府令は、令和四年十月三日から施行する。

2 （罰則に関する経過措置）

附 則（令和五年五月二六日内閣府令第四）

五〇号

附 則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）抄

（施行期日）

この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日内閣府令第八七号）

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

この府令は、令和六年四月二十二日から施行する。

（電子記録移転権利から除かれる場合に関する経過措置）

第一条 この府令による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第九条の二の規定は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。